容量市場 実務説明会

容量停止計画の調整業務 (メインオークション及び長期脱炭素電源オークション共通)

(実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の調整) (対象実需給年度:2027年度)

2025年6月27日

電力広域的運営推進機関

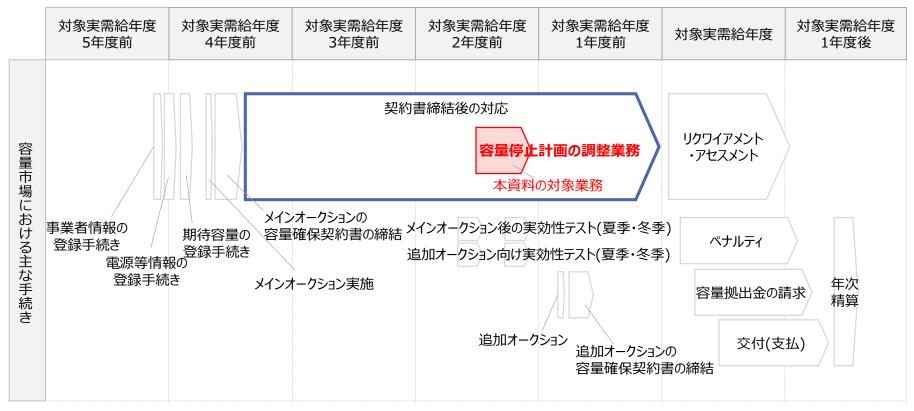
- 1. 本資料の対象業務
- 2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像
- 3. 容量停止計画の提出手続
- 4. 容量停止計画の調整手続
- 5. 容量確保契約金額の減額の確定手続
- 6. 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務
- 7. FAQ
- 8. 参考

1. 本資料の対象業務① メインオークションにおける容量停止計画の調整業務の位置づけ



- 本資料では、安定電源と変動電源(単独)が、対象実需給年度2年前に実施する必要のある容量 停止計画の調整業務の手続き及び留意点を説明します。(対象実需給年度2027年度に適用)
- なお、本資料で説明する容量停止計画の調整業務は、実需給中のリクワイアメントである計画停止 とは別のリクワイアメントとなります。

【メインオークション全体スケジュール(参加登録~対象実需給年度中)※1】

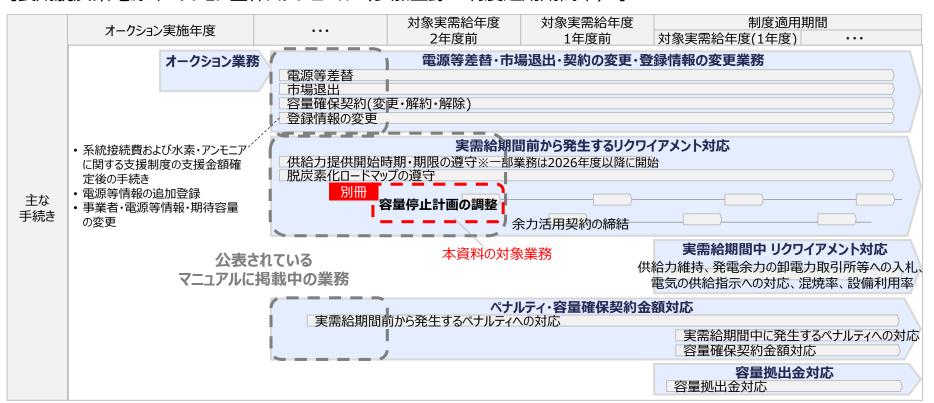


1. 本資料の対象業務①

長期脱炭素電源オークションにおける容量停止計画の調整業務の位置づけ

- __ 共通 __ __メイン __ 長期
- 本資料では、**安定電源と変動電源**が、対象実需給年度2年前に実施する必要のある容量停止計 画の調整業務の手続き及び留意点を説明します。
- なお、本資料で説明する**容量停止計画の調整業務**は、実需給中のリクワイアメントである**計画停止** とは別のリクワイアメントとなります。

【長期脱炭素電源オークション全体スケジュール(参加登録~制度適用期間中)】



容量停止計画の調整業務を実施する電源等と目的



■ 容量停止計画の調整業務は、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションにて容量確保契約を締結した安定電源と変動電源(単独)※1、当該電源の差替先となった電源にとってのリクワイアメントの一つとなります。

本業務の対象となる電源等

容量停止計画の調整業務を行う目的

スインオークション

容量確保契約締結済みの 安定電源·変動電源(単独)^{※1}

容量確保契約締結済みの 安定電源・変動電源(単独)^{※1}の差替 先となった電源等

> 容量確保契約締結済みの 安定電源・変動電源

容量確保契約締結済みの安定電源・変動電源の差替先となった電源等

- 容量確保契約を締結した対象となる電源に対して、定期補修・中間 補修等の容量停止計画を対象実需給年度2年前に調整することで、 各エリア・各月の供給信頼度を確保すること
- 安定電源・変動電源(単独)^{※1}のリクワイアメントの一つ

※1 変動電源(アグリゲート)、発動指令電源は対象外

1. 本資料の対象業務③

容量停止計画の調整業務を実施する作業等の考え方



対象実需給年度において対象となる作業等に伴い、電源の出力が停止又は抑制する計画がある場 合、容量停止計画を提出します。

本業務の対象となる作業等※1

対象となる作業等の考え方

電源等の維持・運営に必要な作業に伴い 出力停止等する場合※2

- 「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発 電設備の定期補修及び中間補修
- 上記ガイドラインにより供給計画に計上される作業等

流通設備作業等※3に伴い 出力停止等する場合

流通設備作業等に伴う発電機の出力停止及び抑制

地元自治体との協定等の 履行に伴い出力停止等する場合

供給計画に計上されている出力停止等を対象とする

- ※1 事故※3や運用による供給力の減少、燃料制約等に起因する出力停止等は、対象実需給年度2年前に行う容量停止計画の調整業務の対象外となります。 一方で、実需給期間中の出力停止等は、実需給期間中の計画停止のリクワイアメントの対象となります。詳細につきましては、別途公表される業務マニュア ルをご参照ください。
- ※2 長期脱炭素電源オークション落札電源において、供給力提供開始時期の遅延に伴い、容量確保契約約款第15条の「変更後の供給力提供開始年度の4月1 日から供給力の提供を開始する前提で当該メインオークションの落札価格及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」が適用される場合、当該年度における運転 開始前の供給力を提供できない期間については計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出してください。なお、新設電源の工事遅延に伴い、 運転開始前の供給力を提供できない期間は、遅延理由が事業者の帰責性有無にかかわらず、容量停止計画が調整できないことが明らかであるため、容量停止 計画の調整に応じることができないやむを得ない理由には該当いたしません。
- ※3 高圧及び低圧等の流通設備作業は本業務の対象外となります

1. 本資料の対象業務④

容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方(1/2)

- 出力可能容量の算定は供給計画への供給力計上と**整合**を図っていただく必要があります。供給計画への供給力計上は**「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」**等もご参照ください。
- 容量停止計画の出力可能容量を算定する際の留意点を以下にまとめます。
 - 容量停止計画として提出いただく作業月の出力可能容量は、提出している期待容量等算定諸元一覧の「提供する各月の供給力」(アセスメント対象容量)が上限となります。
 - > 計画補修は、**定期補修**及び中間補修※1とし、付帯作業等も考慮した補修日数
 - 計画補修による停止電力は原則、月平均値
 - ▶ 月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位に分けて算定
 - 調整係数が適用される電源(純揚水・蓄電池)の出力可能容量は調整係数を乗じて算定*2 変動電源(単独)は調整係数に停止電力が考慮されているため、停止電力を0kWとして出力可能容量を 算定
 - ▶ 本機関が「2025年度供給計画で供給区域毎に指定する記載断面 ②月間計画の算定期間、指定時」 において提示する算定期間として設定する「月間」、「前半(1日~15日)」、「後半(16日~30日)※3」の 平均値として算定
 - ▶ 応札単位に電源が複数あり、計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量※4を下回ることがなければ、容量停止計画の提出の省略が可能
- ※1 日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、停止電力として見込まず、容量停止計画の調整対象には含みません。
- ※2 供給計画における調整係数が適用される電源の停止電力の反映方法は次頁にて説明
- ※3 歴日数が31日の月は、後半の算定期間は16日~31日となる。
- ※4 純揚水・蓄電池はアセスメント対象容量に調整係数を乗じた値と出力可能容量を比較

1. 本資料の対象業務(4)

容量停止計画の出力可能容量の算定方法の考え方(2/2) (調整係数について)

- ##通 | メイン | 長期
- 調整係数が適用される電源の供給力算定方法は次のとおり停止電力を反映してください。
 - 発電方式の区分(下表の電源種別)が純揚水・蓄電池の場合は、期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」に、作業及び作業を考慮した運転継続時間から求めた調整係数を乗じ、出力可能量を算定
 - 発電方式の区分(下表の電源種別)が純揚水・蓄電池以外の場合は、調整係数に停止電力が考慮されているため、停止電力を0kWとして出力可能容量を算定

2025年度供給計画届出書記載についての参考資料※1

発電 特定卸 小売 登録特定 特定送配 送電 一般送配 配電				
太陽光・風力・蓄電池・自流式水力・揚水式水力の供給力算定方法について 11				
電源種別 2025年度供給計画				
太陽光		全量	設備量※1×調整係数	
太陽 尤		余剰	(設備量(発電端値)-自家消費分)×調整係数	
風力			設備量※1×調整係数	
自流式水力			設備量※1×調整係数+調整能力	
貯水池式水力			貯水池使用計画	
15 1 5 1 1	糸	植揚水	設備量※1×調整係数※5	
揚水式水力 ※2※3	10 A 10 1.	潜在計算有り	設備量※1×調整係数※5※6	
%2 %3	混合揚水	潜在計算無し	貯水池式水力に準じる	
蓄電池※4			設備量※1×調整係数※5	
※1 設備量は基本的には送電端値(太陽光(全量)・風力は発電端値=送電端値とみなす) ※2 計画補修がある場合の供給力の算定方法はP31,32参照 ※3 供給力評価にあたり、考慮すべきリスク(溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等)がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する ※4 容量市場において発動指令電源として落札している場合は、それを踏まえた計上値とする ※5 補修、上池の水位制約やブラックスタート機能契約を考慮した運転継続時間にあった値を使用。なお、純揚水と混合揚水、蓄電池の調整係数は同一 ※6 自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出				
			国整係数を用いて計上する。	
(補足2)調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、 蓄電池、揚水式水力の算出においては、個別に停止電力の差し引きが必要。 (補足3)沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。				
電力広域的運営作業機関 **** **** **** **** *** *** *** *** *				

1. 本資料の対象業務(5)

容量停止計画の提出に関する具体例(1/5)

- 容量停止計画を提出する際の具体的な考え方と想定ケースを示します。
- ▶ 応札単位での各月アセスメント対象容量に対して、作業等で出力可能容量が下回る場合に、容量停止計画を 提出
- 原則、作業単位※1で容量停止計画を作成
- ▶ 応札単位に複数電源がある場合及び同時期に複数の作業がある場合、応札単位での出力可能容量と個別の容量停止計画で提出する出力可能容量の合計は整合を取る必要がある
- 応札単位に複数電源※2があり、作業のない号機についても出力可能容量に影響がある場合は容量停止計画 ※3を提出

ケース1:標準ケース

孔例:<mark>停止期間</mark>

1号機 1,000kW (送電端)	4/2	21~5/20	I	1 ((-
(کتابی)	4月	5月	6月	
アセスメント 対象容量	1,000kW	1,000kW	1,000kW	
出力可能容量 (応札.単位)	666kW	355kW	1,000kW	

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21~4/30	666kW	1,000 – (1,000×10/30)
1	5/1~5/20	355kW	1,000 – (1,000×20/31)

月を跨ぐ場合は、月単位に作成 出力可能容量は少数点以下を切り捨て

- ※1 一連の作業として同時に実施する場合、作業を集約して容量停止計画を作成してください
- ※2 長期脱炭素電源オークションにおいては、応札単位に複数電源が存在するケースはありません。
- ※3 基本的に容量停止計画は号機単位で作成いただきますが、メインオークション及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結している場合については、 号機単位の容量停止計画を契約電源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出してください。

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例(2/5)



ケース2:同月に複数作業がある場合 凡例: 停止期間

1号機 5/22~6/10 4/21~5/10 1,000kW (送電端) 4月 5月 6月 アセスメント 1,000kW 1,000kW 1,000kW 対象容量 出力可能容量 666kW 666kW 354kW (応札単位)

【容量停止計画の作成例】

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21~4/30	666kW	1,000 – (1,000×10/30)
1	5/1~5/10	677kW	1,000 – (1,000×10/31)
1	5/22~5/31	677kW	1,000 – (1,000×10/31)
1	6/1~6/10	666kW	1,000 - (1,000×10/30)

同月に複数作業がある場合は、それぞれの作業として作成

<同月に同一号機の複数作業がある場合の応札単位での出力可能容量(期間の重複なし)> ①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定

応札単位での出力可能容量

= Σ(各作業の出力可能容量) - 供給力×(計画の数 - 1)

各作業の出力可能容量 = 供給力 - 停止電力

上記例の4月の応札単位での出力可能容量

- $=1,000-1,000\times10/30 1,000kW \times (1-1)$
- =666.666...
- = 666kW (小数点第1位を切り捨て)

上記例の5月の応札単位での出力可能容量

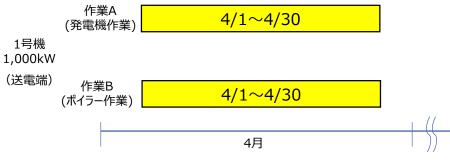
- $= (1,000 (1,000 \times 10/31) + 1,000 (1,000 \times 10/31)) 1,000 \text{kW} \times (2-1)$
- = 354.838...
- = 354kW (小数点第1位を切り捨て)

1. 本資料の対象業務(5)

容量停止計画の提出に関する具体例(3/5)

ケース3:同一電源で複数作業が重複している場合

凡例: 停止期間



■アセスメント対象容量が1,000kWで作業1、作業2に伴って1か月間停止する場合

 アセスメント
 1,000kW

 対象容量
 0kW

停止電力 1,000kW

※停止電力=アセスメント対象容量-出力可能容量

【容量停止計画の作成例】

【 間違いケース(重複計上)

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1~4/30	0kW	1,000 – (1,000×30/30)
1	4/1~4/30	0kW	$1,000 - (1,000 \times 30/30)$

本来、出力可能容量は0kWであるところ、-1,000kWで計上されてしまう

正しい計上方法(下記①、②どちらの方法も可。重複計上防止 の観点から①推奨)

①作業A、作業Bを集約して計画提出する場合

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1~4/30	0kW	1,000 – (1,000×30/30)

②作業A、作業Bをそれぞれ計画提出する場合

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/1~4/30	1,000kW	下記計画にて停止電力=アセスメン ト対象容量となっているため 1,000kWで計上
1	4/1~4/30	0kW	1,000 – (1,000×30/30)

<作業が同月に複数ある場合の応札単位の出力可能容量と各作業の出力可能容量の関係> 応札単位での出力可能容量

= Σ(各作業の出力可能容量) -供給力×(計画の数 - 1)

各作業の出力可能容量 = 供給力 - 停止電力

×間違いケースでの出力可能容量(応札単位)

 $= (0kW + 0kW) - 1,000kW \times (2-1)$

= -1,000kW

〇正しい計上方法での出力可能容量(応札単位)

①の計算式

 $=(0kW) - 1.000kW \times (1-1)$

=0kW

②の計算式

 $=(0kW + 1,000kW) - 1,000kW \times (2-1)$

=0kW

1. 本資料の対象業務⑤

容量停止計画の提出に関する具体例(4/5)

ケース4:応札単位に複数電源

(アセスメント対象容量3,000kW=各電源の供給力(送電端)合計)



「突暑停止計画の作成例」

号機	期間	出力可能容量	考え方
1	4/21~4/30	666kW	
1	5/1~5/20	355kW	下記①、②の手順のとおり
2	5/22~5/31	677kW	
2	6/1~6/10	666kW*	$1,000 - (1,000 \times 10/30)$

※少数点以下第1位を切り捨て

容量停止計画の提出がある月は、作業のない電源についても容量停止計画の提出が 必要であるが、出力可能容量に影響がない場合は、提出の省略が可能。 このため6月については、1,3号機の容量停止計画の提出を省略

く応札単位に複数電源がある場合の応札単位での容量停止計画の作成方法>

①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定

応札単位での出力可能容量 = Σ(各電源の出力可能容量)

上記例の4月の応札単位での出力可能容量

=1号機の出力可能容量+2号機の出力可能容量+3号機の出力可能容量

 $=1,000-1,000\times10/30 + 1,000 + 1,000$

 $=666.666\cdots + 1.000 + 1.000$

=2,666.666...

=2,666kW(少数点第1位を切り捨て)

上記例の5月の応札単位での出力可能容量

=1号機の出力可能容量+2号機の出力可能容量+3号機の出力可能容量

 $=1,000-1,000\times20/31 + 1,000-1,000\times10/31 + 1,000$

 $=354.838\cdots + 677.419\cdots + 1,000$

=2032.258...

=2,032kW(少数点第1位を切り捨て)

②応札単位での出力可能容量と整合するよう任意に各電源の出力可能容量を按分し、容量停 止計画を作成

※各電源の出力可能容量は当該電源の供給力(送電端)を超えないように按分。ただし、容量停 止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価

上記例の4月の電源単位の出力可能容量

1号機: 666kW (容量停止計画を作成)

2号機:1,000kW(作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略)

3号機:1,000kW(作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略) ※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力(送電端)以下となっており、電源単位の出力可

能容量を合計すると、①で求めた応札、単位での出力可能容量に整合

上記例の5月の電源単位での出力可能容量(1例)

1号機: 355kW(容量停止計画を作成) 2号機: 677kW (容量停止計画を作成)

3号機: 1,000kW (作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出を省略) ※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力(送電端)以下となっており、電源単位の出力可

能容量を合計すると、①で求めた応札単位での出力可能容量に整合

1. 本資料の対象業務⑤

②アセスメント対象容量を各電源の供給力(送電端)で按分

|=667kW(小数点以下第1位を<mark>四捨五入</mark>)

 $=1,000kW\times2,000kW\div(1,000kW+1,000kW+1,000kW)$

1号機の供給力(送電端)(按分後)(上記例においては、2号機3号機も同様)

容量停止計画の提出に関する具体例(5/5)

ケース5:応札単位に複数電源 【容量停止計画の作成例】 (アセスメント対象容量2,000kW <各電源の供給力 (送電端)合計) 号機 出力可能容量 考え方 期間 1号機 1,000kW **667kW** 4/11~5/31 4/11~4/30 555kW 凡例 2号機 4/21~4/30 444kW 提出を省略できる停止計画 5/22~6/10 1,000kW 667kW $\frac{1}{21}$ 5/1~5/31 0kW 1 3号機 下記①~③の手順のとおり 5/1~5/10 570kW 1,000kW **667kW** 2 (送電端)(按分後) 2 5/22~5/31 452kW 677kW 4月 5月 5/1~5/10 アセスメント 2,000kW 2,000kW 2,000kW 対象容量 2 6/1~6/10 667kW 2号機の供給力(送電端)を超え 出力可能容量 1,666kW 1,032kW 2,000kW ないよう設定 (応札単位) <アセスメント対象容量<各電源の供給力(送電端)合計の場合の容量停止計画の作成方法> ③応札単位での出力可能容量と整合するよう任意に各電源の出力可能容量を按分し、 ①作業停止時の応札単位での出力可能容量を算定 容量停止計画を作成 上記例の4月の応札単位での出力可能容量 ※各電源の出力可能容量は当該電源の供給力(送電端)を超えないように按分。ただ = (4/1~4/10の出力可能容量+4/11~4/20の出力可能容量 し、容量停止計画の提出がない電源は停止電力0kWとして評価 +4/21~4/30の出力可能容量)/日数 $= (2.000 \times 10 + 2.000 \times 10 + 1.000 \times 10) / 30$ 上記例の4月の電源単位の出力可能容量(1例) =1,666.666... 1号機: 555kW (容量停止計画を作成) =1,666kW(少数点第1位を切り捨て) 2号機: 444kW (容量停止計画を作成) ※4/1~4/10の期間の応札単位の供給力(送電端)は3,000kWであるが、 3号機:667kW(作業が無く出力可能容量に影響がないため、容量停止計画の提出 アセスメント対象容量が2,000kWのため、2,000kWで評価 を省略) ※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力(送電端)以下となっており、電源単 上記例の5月の応札単位での出力可能容量 = (5/1~5/10の出力可能容量+5/11~5/21の出力可能容量 位の出力可能容量を合計すると、①で求めた応札単位での出力可能容量に整合 +5/22~5/31の出力可能容量) 上記例の5月の電源単位での出力可能容量(1例) $= (0 \times 10 + 2,000 \times 11/31 + 1,000 \times 10/31) / 31$ 1号機: OkW (容量停止計画を作成) =1,032,258... 2号機(5/1~5/10): 570kW (容量停止計画を作成) =1,032kW(少数点第1位を切り捨て) 2号機(5/22~5/31): 452kW (容量停止計画を作成)

3号機: 677kW (容量停止計画を作成)

 $1.032=0 + (570+452-667\times(2-1)) + 677$

※各電源の出力可能容量が当該電源の供給力(送電端)以下となっており、①で求

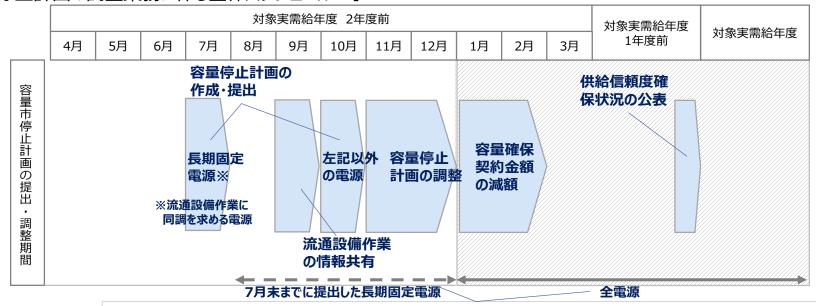
めた応札単位での出力可能容量に5月の計画の数(ケース2参照)を考慮した値と整合

1. 本資料の対象業務⑥

容量停止計画の調整業務に係る業務の全体スケジュール

- 容量停止計画の**提出や調整**は、それぞれ**指定期間内**に実施していただく必要があります。スケジュールに関する留意点の詳細については業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)もご参照ください。
- 11月以降の調整手続き期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。

【容量停止計画の調整業務に係る全体スケジュール※1】



◇容量停止計画の追加・変更原則禁止

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。この場合の業務については、「6.容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務」をご確認ください。

また、容量停止計画の変更により、供給信頼度確保に影響を与える場合、通常の作業調整により科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。ただし、流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

※1 長期脱炭素電源オークションは原則20年の制度適用期間となることから、制度適用期間の各年度が対象実需給年度となり、対象実需給年度ごとに 容量停止計画の調整を毎年度実施

(参考)参照すべきマニュアルについて

- 容量停止計画の調整業務に係る手続を実施するときに参照すべきマニュアルは以下2種類です。
- 本説明会資料は、業務マニュアル(容量停止計画の調整業務編)を基に、主にシステム画面の操作を含む業務の手順や留意点を記載しています。

業務マニュアル

• 具体的な手続きや主要なシステム操作方法など、容量停止計画の調整業務を円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。

メインオークション向け:【容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編】
 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/files/250625_teishikekaku_manual.pdf

• 長期脱炭素電源オークション向け:【容量市場業務マニュアル 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊)容量停止計画の調整業務編】

https://www.occto.or.jp/market-

board/market/jitsujukyukanren/chousei/files/250625_long_teishikekaku_manual.pdf

容量市場 システム マニュアル

- 容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。
- 【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

(参考) 180 容量市場システムマニュアル 容量停止計画管理(全般を記載、個別電源の容量停止計画を登録する場合について記載)

181 容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理_別冊

220_容量市場システムマニュアル」一括登録・変更(複数の容量停止計画を一括登録する場合について記載)

221 容量市場システムマニュアル_一括登録・変更_別冊

500_容量市場システムマニュアル_別冊_ファイル項目一覧(シート: 031、032、032補足)

880_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括登録_サンプル

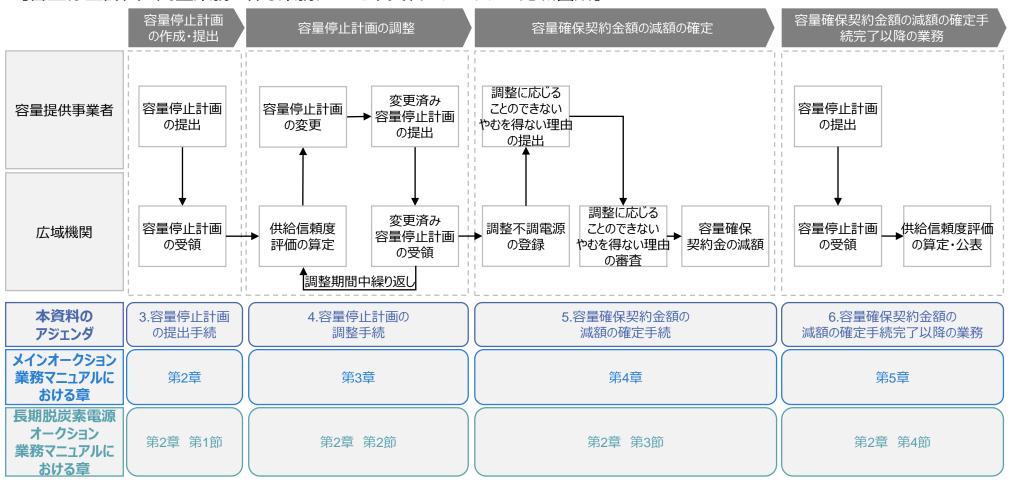
890_容量市場システムマニュアル_容量停止計画情報一括変更_サンプル

891 容量市場システムマニュアル 容量停止計画情報一括登録変更 サンプル

2. 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像 容量停止計画の調整業務に係る業務のフロー

- 容量停止計画の調整業務に係る手続の全体像は以下の通りです。
- 次頁以降にて手続きの留意点をご説明します。容量市場システム操作が必要な手続きについては、 システム画面と合わせて手順をお示しします。

【容量停止計画の調整業務に係る業務フローと本資料・マニュアルの記載箇所】

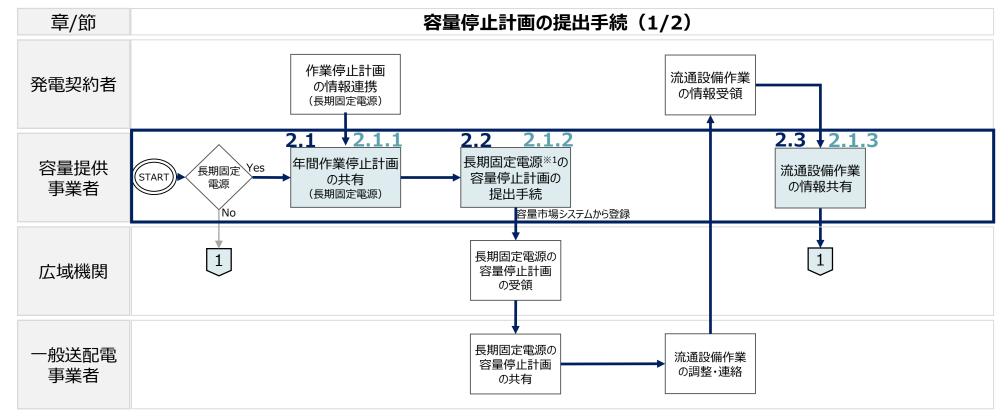


■ 容量停止計画の提出手続きに係る業務全体像(1/2)は以下の通りです。

凡例 → 業務の流れ

章番号 メインオークションマニュアルの章番号

節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号

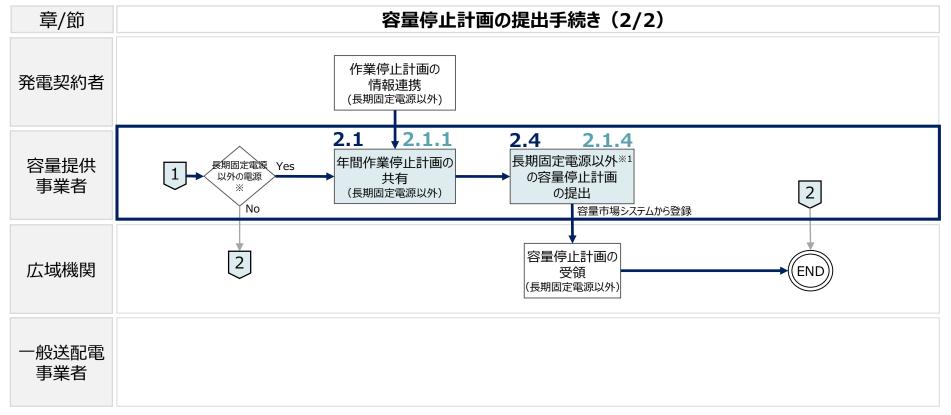


容量停止計画の提出手続きに係る業務全体像(2/2)は以下の通りです。

凡例 業務の流れ

章番号 メインオークションマニュアルの章番号

節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号



3. 容量停止計画の提出手続 容量停止計画の提出期限について

- 流通設備作業に伴い長期固定電源に出力抑制等が発生する場合、流通設備作業を長期固定電 源の作業停止に同調することを原則※1としているため、**長期固定電源とそれ以外の電源**で容量停止 計画の提出期限が異なります。
- 11月以降の容量停止計画の調整は期限までに**提出された計画を対象**に実施します。提出期限以 降、減額確定までの間は、容量停止計画の新規追加は原則認められませんので、対象作業がある 場合は、必ず**提出期限までに提出**してください。

本業務の対象となる電源	提出期限	考え方
長期固定電源	対象実需給年度 2年度前の 7月末日	長期固定電源 (原子力、水力(揚水式を除く)又は地熱)流通設備作業に同調を求める長期固定電源
長期固定電源(上記以外) 長期固定電源以外の電源	対象実需給年度 2年度前の 10月末日	上記で容量停止計画を提出していない長期固定電源長期固定電源以外の全ての対象電源

3. 容量停止計画の提出手続容量停止計画の追加・変更について

- 容量停止計画の調整期間終了後の追加・変更※1は原則認められません。
- ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因による追加・変更はこの限りではありません。
- やむを得ない理由により作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意※2が得られることを基本に、追加・変更※3が認められます。この場合の業務については、「6. 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務」をご確認ください。
- 容量停止計画の**追加・変更**により、**供給信頼度確保に影響を与える場合**、通常の作業調整により 科される額を1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する^{※4}場合があります。
- 容量停止計画を提出した電源が市場退出をした場合、提出済みの容量停止計画を市場退出した内容に合わせ、速やかに変更(部分退出)もしくは取消(全量退出)を行ってください。

^{※1} 対象実需給年度2年度前の7月末までに提出した長期固定電源は7月末以降、それ以外の電源は対象実需給年度2年度前の12月末以降に追加・変更を行う場合

^{※2} 同意を得る主体は容量提供事業者となり、具体的な手続(連絡先リストの提供等)は属地一般送配電事業者と協議となります。

^{※3} 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降に提出が可能となります。

^{※4} 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更はこの限りではありません。

3. 容量停止計画の提出手続作業停止計画の共有

容量市場に参加する電源について、作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する作業停止計画と整合を図る必要があります。

<作業停止計画の共有>

- 容量提供事業者が発電契約者でない場合、発電契約者から情報共有を受け、**作業停止計画と整合**を図ったうえで容量停止計画を作成してください。
- 作業調整を行う場合についても、発電契約者と情報共有を行い対応を行ってください。
- 作業停止計画が追加・変更となる場合は、容量停止計画の追加・変更も必要となります。

3. 容量停止計画の提出手続流通設備作業の情報共有

容量提供事業者が発電契約者でない場合、容量提供事業者は発電契約者から**流通設備作業の情報共有**を受けて容量停止計画を作成してください。

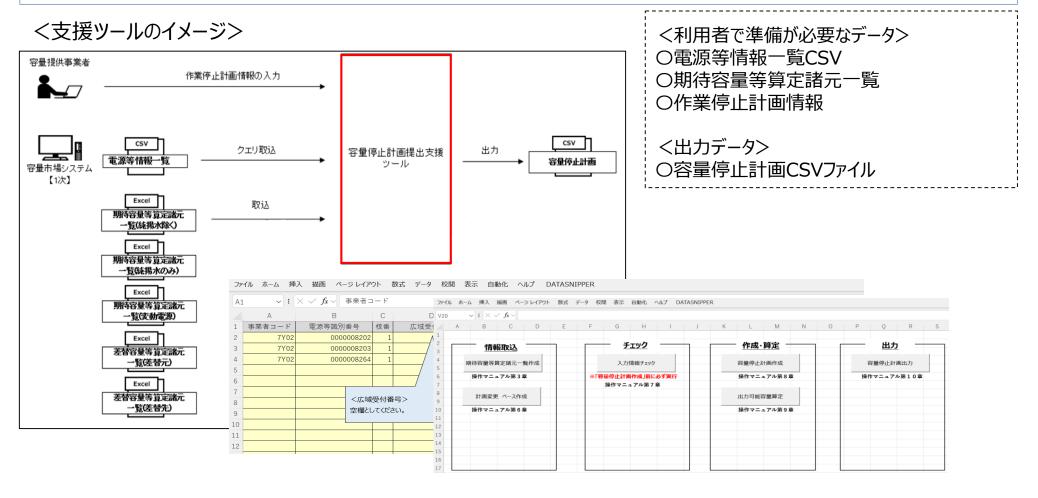
<流通設備作業の情報共有>

- 属地一般送配電事業者は、長期固定電源の容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力抑制等を伴う流通設備作業を調整します。
- 当該流通作業に関する事項は**9月末日**までに発電制約が必要となる発電契約者に属地一般送配電事業者から通知されます。
- 原則として、対象実需給年度2年度前の9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知されます。ただし、各エリアの計画停止調整状況により、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、都度通知されます。

- 新規の容量停止計画の提出方法は、次の2つの方法があります。
 - 1. CSVファイルのアップロードによる登録(新規登録を一括で実施する場合)
 - > 複数の容量停止計画を一括で登録する場合はこの方法
 - ➤ 容量提供事業者にて作業時期・内容を検討し、容量停止計画CSVを作成※1
 - ➤ 作成した容量停止計画CSVを容量市場システムに登録
 - 2. 容量市場システム上で直接登録(新規登録を個別で実施する場合)
 - > 電源ごとの個別の容量停止計画を登録する場合はこの方法も可能
 - ▶ 登録対象の電源等識別番号を入力し、作業日時・出力可能容量等の情報を 容量市場システムの画面上から直接登録

容量停止計画作成支援ツール(CSVファイルのアップロードにより登録する場合に利用)

- 容量停止計画の作成を支援するツール※¹の使用が可能です。
- 必要情報を入力することで、**出力可能容量の算出・CSVファイル作成**が可能です。 (支援ツールの操作方法含めた詳細は、ツール提供時にマニュアル類を合わせて提供予定)



容量停止計画作成支援ツール(CSVファイルのアップロードにより登録する場合に利用)

- 容量停止計画作成支援ツールでは、以下の作業が可能です。
 - ➤ Excelファイルのデータ入力作業でCSV形式データを作成、出力
 - ▶ 月を跨いだ作業日時の入力でも、月単位に分割した容量停止計画データを作成

(例)

作業日時の入力:2027年**04月01日**09時00分~2027年**06月30日**18時00分

作成されるデータ:

- ①2027年**04月01**日09時00分~2027年**04月31**日23時59分
- ②2027年**05月01**日00時00分~2027年**05月31**日23時59分
- ③2027年**06月01**日00時00分~2027年**06月30**日18時00分

本ツールにて自動で月単位 のデータを作成するため、作 業日時の入力は月跨ぎ等 を意識しなくて良い

▶ 作業日時の入力のみで、出力可能容量(月平均値)を自動計算 「電源等情報一覧」、「期待容量等算定諸元一覧」、「入力した作業日時」の情報をもとに、 月平均値の出力可能容量を本ツールにて自動計算します。 自動計算された値を手補正することも可能です。

- システム操作・留意点(CSVファイルのアップロードによる登録)
- 複数の容量停止計画を一括で登録する際の提出手続きは、容量市場システムからダウンロードする CSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の提出を行ってください。

● CSVファイルのダウンロード

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で 実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。





■ CSVファイルの編集は次の点に留意してください。

● CSVファイルの編集

ダウンロードしたCSVファイルを編集します。

編集の際、桁数や0落ちなどに注意してください

ダウンロードしたCSVファイル

【CSV提出時(必要項目入力後)】

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は 1を入力

CSVファイルに記載する項目一覧※1

	3317/ 17FICHU+W/ 37KH 38			
No	項目	入力内容		
1	容量停止計画ID	編集しない(空欄、または入力済みの値のまま)		
2	実需給年度	対象となる実需給年度を入力(登録済みの場合は変更不要)		
3	電源等識別番号	電源等識別番号(10桁)を入力(登録済みの場合は変更不要)		
4	電源等の名称	電源等の名称を入力(登録済みの場合は変更不要)		
(5)	電源等差替ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替ID(10桁)を入力 (電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形(「, ,」)で入力)		
6	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号(10桁)を入力 (電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形(「, ,」)で入力)		
7	受電地点特定番号	受電地点特定番号(22桁)を入力(登録済みの場合は変更不要)		
8	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要)		
9	停止設備 (号機単位の名称)	電源等の号機単位の名称を入力(登録済みの場合は変更不要)		
10	系統コード (号機単位)	電源等の系統コード(5桁)を入力(登録済みの場合は変更不要)		
(11)	作業開始年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力		
•	下来两如牛刀口	例:2025年10月1日に作業開始の場合「20251001」と入力		
(12)	作業開始時分	hhmm形式の半角数字で入力		
•	下来所知可力	例:9:05に作業開始の場合「0905」と入力		
(13)	 作業終了年月日	yyyymmdd形式の半角数字で入力		
13)	TF来於了千万口	例:2025年10月3日に作業終了の場合「20251003」と入力		
(14)	作業終了時分	hhmm形式の半角数字で入力 注: 24:00の場合「2359」と入力		
49	「一大小に」のグ	例:9:05に作業終了の場合「0905」と入力		
15)	広域受付番号	広域機関システムから取得した広域受付番号(7桁)を入力 広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力		
16	出力可能容量[kW]	1以上の数値を入力。出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力		
17)	容量停止計画登録状況	編集しない(空欄、または入力済みの値のまま)		
(18)	※ 母▽⇔	1,2のいずれかの半角数字を入力		
(18)	登録区分	1:初回登録 2:変更(2回目以降)		

※1 「⑤受電地点特定番号」及び「⑧系統コード」について、新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)

3. 容量停止計画の提出手続 システム操作・留意点(CSVファイルのアップロードによる登録)

- 容量市場システムからダウンロードするCSVファイルを用います。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の提出を行ってください。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

容量市場システムの仕様上ファイル名は任意に設定していただくことも可能です。

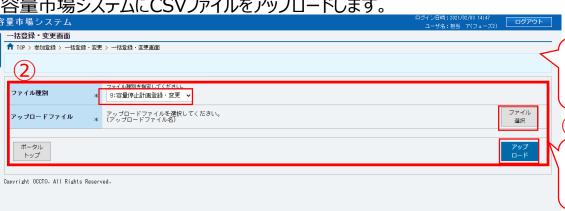
初回提出:容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R0,CSV

電源等識別番号 枝番※ 変更 事業者 対象 実需給年度 回数

※枝番はファイルを分割する場合のみ

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。



〈容量停止計画をまとめる場合の留意点〉

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計 画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源 等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成。ただし、メインオークション 及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結して いる場合については、号機単位の容量停止計画を契約電源 ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出。
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止 計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画 は当該の行を削除のうえ提出

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで 「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ 遷移

>「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。 ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画 (年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

- ※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。
- ※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細について は業務マニュアルを参照してください。

220 容量市場システムマニュアル 一括登録・変更 参照

3. 容量停止計画の提出手続 システム操作・留意点(容量市場システム上で直接登録)

- 電源ごとの個別の容量停止計画を登録する場合は、容量市場システムの画面上から直接登録する ことも可能です。
- 以下の手順に従い、容量停止計画の提出を行ってください。

● 新規登録

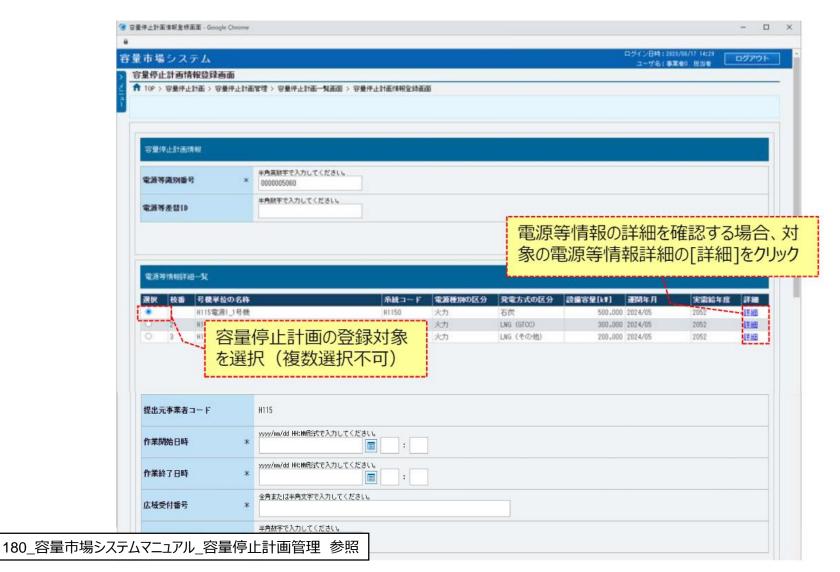
容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号(10桁)」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力します。



3. 容量停止計画の提出手続 システム操作・留意点(容量市場システム上で直接登録)

● 新規登録

検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択してください。



共通

3. 容量停止計画の提出手続システム操作・留意点(容量市場システム上で直接登録)

● 新規登録

画面に従って、必要項目を入力します。

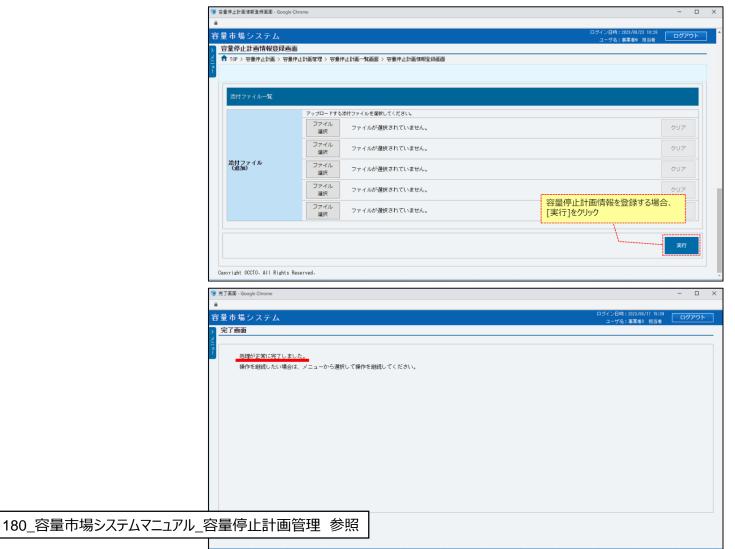
180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理 参照



システム操作・留意点(容量市場システム上で直接登録)

● 新規登録

入力内容を確認の上、[実行]をクリック。 確認ダイアログにて[OK]をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了。



3. 容量停止計画の提出手続 システム操作・留意点 (取下げ/取消処理)

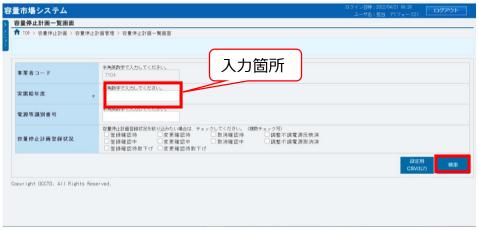
- 容量停止計画を誤って提出してしまった場合、容量停止計画の取下げ/取消ができます。
- 容量停止計画の取下げ/取消は次の手順で行ってください。

● 容量停止計画の取り下げ/取消

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で 実需給年度を入力、「検索」を押下します。表示された一覧から取り下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて「取下 げ」もしくは「取消」を押下します。「容量停止計画登録状況」が「登録確認待」及び「変更確認待」の場合のみ取下げ/取消が 可能です

【容量停止計画一覧画面】







180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理 参照

(参考) 容量停止計画のシステム登録等の手続きについて

■ 容量停止計画を容量市場システムに登録等を行う際の手続きについては次のとおりです。

	手続	状態	手続時の留意点
1	初回登録	容量停止計画を新規で提出	・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・提出時に容量停止計画IDが入力されている場合は取込エラーとなる ・容量停止計画CSVの登録区分は「1」で入力
2	変更	提出済みの容量停止計画を変更	・CSVファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする ・システムの登録状況が「登録確認待」もしくは「調整不調電源反映済」の際 に手続きが可能 ・容量停止計画CSVの登録区分は「2」で入力 ・変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
3	取消	提出済みの容量停止計画を取消	・容量市場システムにおいて操作 ・提出済みの容量停止計画が削除される ・システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
4	取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の手続中の容量停止計画を取下げ	・容量市場システムにおいて操作 ・手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくならない ・システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の 際に手続きが可能

(参考) 容量市場システムにおけるステータス

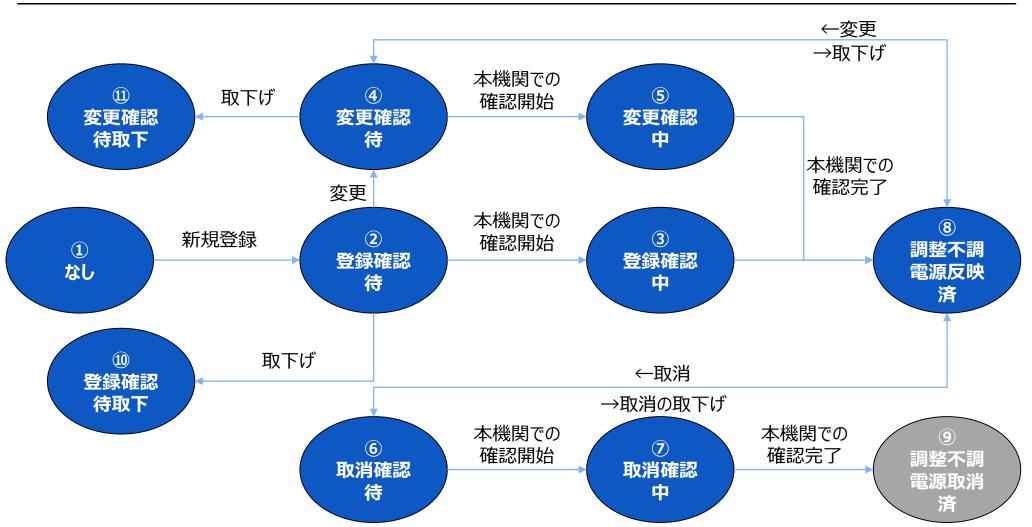
容量停止計画を容量市場システムに提出等した際に、表示されるステータスとシステム内の状態につ いては次のとおりです。

	ステータス	状態
1	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
2	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
3	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関に て内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
4	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を 行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
5	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
6	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
7	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内 容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
8	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
9	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
10	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
<u>(11)</u>	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

(参考) 容量市場システムのステータス遷移図

■ 容量市場システムにおける容量停止計画のステータス遷移は以下のとおりです。

容量市場システムのステータス遷移図

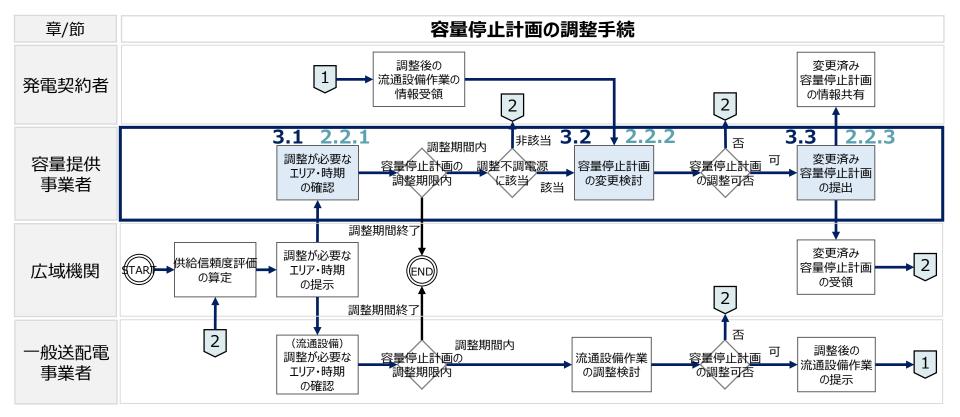


容量停止計画の調整手続きに係る業務全体像は以下のとおりです。

→ 業務の流れ 凡例

章番号 メインオークションマニュアルの章番号

節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号



4. 容量停止計画の調整手続 調整スケジュール

容量停止計画の調整手続き

- | 容量提供事業者は**各エリアの供給信頼度の確保状況**を踏まえ、容量停止計画の**調整**を行う必要があります。
- | 容量停止計画の変更は、調整期間によって調整可能対象※1が異なります。
- 各STEP終了時点で**供給信頼度の基準を満たしている月**に容量停止計画を提出している電源は、**調整不調** 電源の対象外として登録されます。
- 調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として登録さ れた状態が一旦無効となり、STEP終了時点で再度判定を行います。

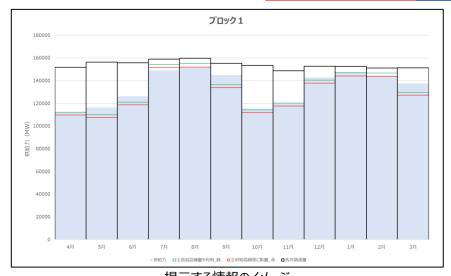
調整手続きのSTEP	調整期間	調整可能な電源	容量停止計画の調整先として選択可能な期間
STEP1	3週間程度	全電源	全期間に自由に変更可能
STEP2	2週間程度	全電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が 現状より増加する変更はできない
STEP3	2週間程度	原則調整不調電源	供給信頼度に影響を与える月の停止電力が 現状より増加する変更はできない
STEP4*2	2週間程度	個別調整対象の電源	個別調整により判断

^{※1} 提出期限までに提出された容量停止計画が対象(調整期間中は容量停止計画の新規追加は原則受け付けません)

^{※2} 供給信頼度に影響を与える状況が解消される見込みがない場合に限り実施

- 本機関は、調整期間中において、変更された容量停止計画を反映し、各エリア・時期の供給信頼度の確保状況等を**原則週に2回(月・木)公表**します。
- 調整不調電源の判定基準は全ステップにおいて、「供給信頼度(EUE)評価」とします。
- なお、調整実施量を判断しやすいように、「作業可能量」を、参考情報として情報提供します。
- 算定結果は容量市場システムのお知らせに掲載され、メールが送付されます。
- その後、容量市場システムのトップ画面の「お知らせ一覧」にて確認ができます。
- 本機関が提示する情報 (ブロック単位、月単位)
- 容量停止計画の調整手続き
 - > 作業可能量
 - ✓ 追加設備量を利用する場合
 - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
 - > 作業停止量
 - > EUE基準値
 - ✓ 追加設備量を利用する場合
 - ✓ 供給信頼度確保に影響を与える場合
 - ➤ EUE算定結果
 - > 減額率





提示する情報のイメージ



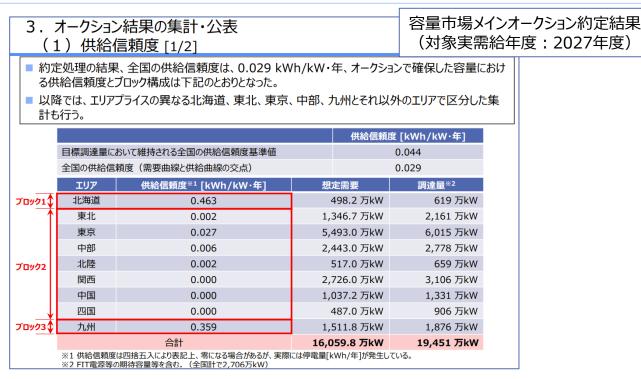
- 各エリア・時期の供給信頼度確保状況は原則週2回(月、木)公表します。
- なお、容量市場システム利用可能時間は下図のとおりです。



<イメージ(月~金が平日の場合)>

	月	火	水	木	金		
容量 提供 事業者	9′ 18′	9′ 18′	9′ 15′ 18′	9′ 18′	9′ 15′ 18′		
広域 機関	公表		算定期	13′	算定期間		

- <u>調整の範囲となるブロックについて、最新の供給信頼度状況を踏まえてブロック構成を随時更新</u>します。
 - ⇒どのエリアのどの時期の停止計画を調整すれば良いかを見えやすくし、より効果的に調整業務を行えるようにするため
- なお、STEP1では約定結果時点のブロック構成にもとづいて開始し、調整期間中の調整状況により、 ブロック構成を更新し、更新後のブロック単位で信頼度確保状況を確認します。
- **各STEP終了時点のブロック構成で調整不調電源の判定**を行います。供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。※1

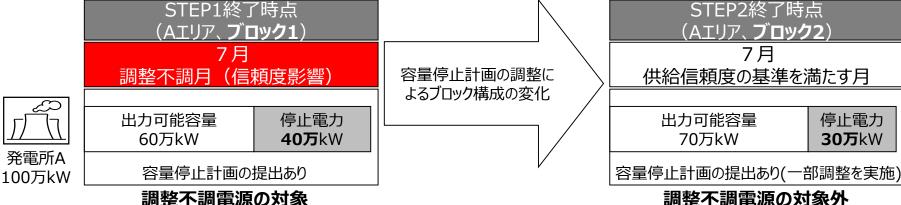


※1 1つの電源で複数作業を登録している場合は、全ての作業が上記条件に合致した場合に調整不調電源の対象外として登録

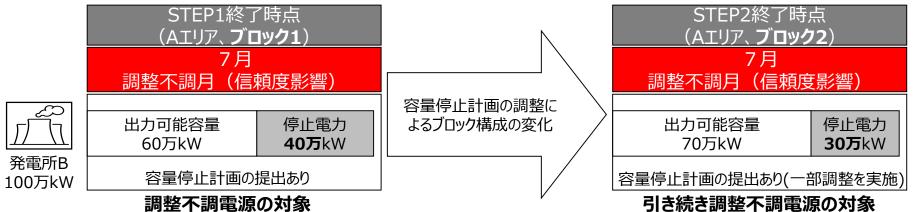
(参考)調整不調電源の判定の具体例

- 調整不調月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整 不調月ではなくなった場合、容量停止計画の変更をしていなくても、調整不調電源の対象外として 登録されます。
- 一方で、ブロック構成が変化しても、調整不調月のままだった場合は、調整不調電源として登録され ます。

<例1:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化に伴い調整不調電源の対象外となる例>



<例2:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象となる例>

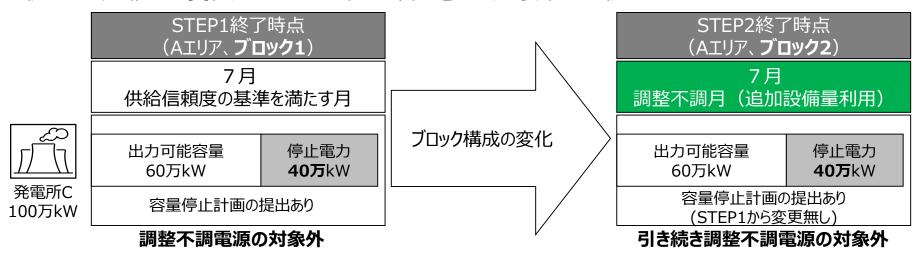


(参考) 調整不調電源の判定の具体例

れません。

調整不調月ではない月に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変 化し調整不調月となったとしても、容量停止計画を変更していなければ、調整不調電源として登録さ

<例3:ブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象外となる例>



4. 容量停止計画の調整手続調整期間中におけるブロック構成の更新方法

1月

3月

0.0000

0.0002

0.0005

0.0000

0.0009

0.0000

0.0000

1月

2月

3月

0.0001

0.0000

0.0000

0.0000

0.0000

0.0000

1月

2月

3月

0.0003

0.0001

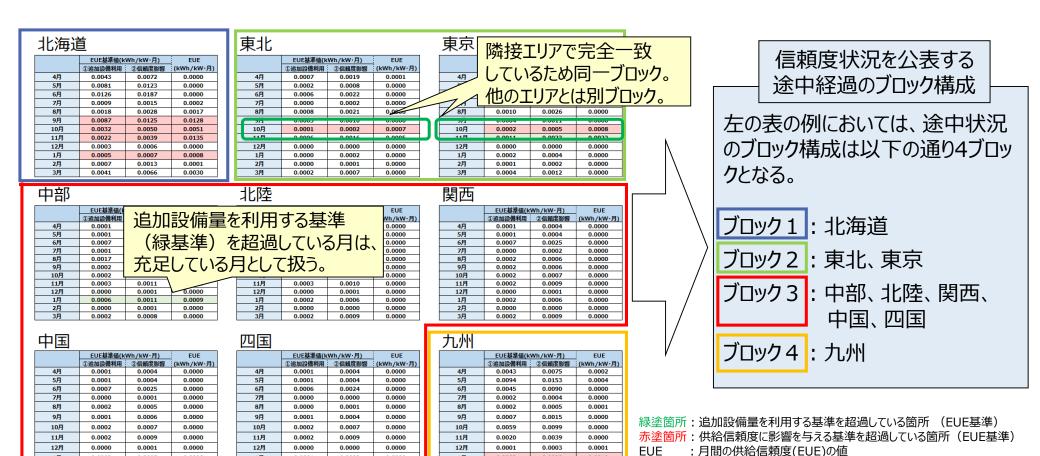
0.0024

0.0009

0.0003

0.0001

- オークション結果をもとに設定した各エリア・各月の供給信頼度に影響を与える基準(赤基準)と、容量停止計画を反映した供給信頼度の算定結果を比較し、当該月の不足・充足を確認します。
- 停止計画の変更要否がより明確になるよう、全ての月の状況が完全に一致している隣接エリアでブロックを構成し、ブロック単位・月単位の供給信頼度確保状況を公表します。



- CSVファイルのアップロードによる容量停止計画の変更に当たっては、以下の手順に従い、変更後の容量停止計画の提出を行ってください。※1
 - CSVファイルのダウンロード

容量市場システム「ポータルトップ画面」>「容量停止計画」タブで容量停止計画管理ボタンを押下>「容量停止計画一覧」で 実需給年度・電源等識別番号を入力、設定用CSV出力を押下しCSVファイルをダウンロードします。

● CSVファイルの編集

ダウンロードしたCSVファイルをテキストファイル形式で開き編集します。※登録区分には2を入力します。

ダウンロードしたCSVファイル 【容量停止計画設定CSV出力時】

1行目のヘッダ部分("容量停止計画ID"~"登録区分"の部分)では、ダブルクォーテーション「""」を削除しないでください。

2行目以降のボディ部分(登録する情報の部分)では、ダブルクォーテーション「"" |を削除してください。

(ダブルクォーテーション「""」を付けないでください。)

【CSV提出時(必要項目入力後)】

容量停止計画を提出しない場合、対象行を削除

必要項目を入力

登録区分は 2を入力

- ※1 30頁の「2.容量停止計画の提出」と基本的には同様の業務となりますが、 赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。
- ※2 「⑤受電地点特定番号」及び「⑧系統コード」について、新設電源等で電源等情報登録時に未採番の場合は空欄で提出 (容量停止計画提出時点で採番済であった場合においても、電源等情報の変更を実施していない場合は空欄で提出)

CSVファイルに記載する項目一覧※2 No 項由 入力内容 ① 容量停止計画ID 編集しない(空欄、または入力済みの値のまま) ② 実需給年度 対象となる実需給年度を入力(登録済みの場合は変更不要 電源等識別番号 電源等識別番号(10桁)を入力(登録済みの場合は変更不要) 電源等の名称 電源等の名称を入力(登録済みの場合は変更不要 ⑤ 電源等差替ID 電源等差替を実施している場合には電源等差替ID(10桁)を入力 (電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形(「,,」)で入力) 差替元雷源等識別番号(10桁)を入力 差替元雷源等識別番号 (電源等差替を実施していない場合は、カンマで区切る形(「,,」)で入力) ⑦ 受雷地点特定番号 受電地点特定番号(22桁)を入力(登録済みの場合は変更不要) 8 枝番 容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要) ⑨ 停止設備 (号機単位の名称 電源等の号機単位の名称を入力(登録済みの場合は変更不要) 系統コード(号機単位) 電源等の系統コード(5桁)を入力(登録済みの場合は変更不要 yyymmdd形式の半角数字で入力 作業開始年月日 例:2025年10月1日に作業開始の場合「20251001」と入力 hrmm形式の半角数字で入力 ⑫ 作業開始時分 例 9:05に作業開始の場合「0905」と入力 yyyymmdd形式の半角数字で入力 邱 作業終了年月日 例: 2025年10月3日に作業終了の場合[20251003]と入力 hhmn 形式の半角数字で入力 注:24:00の場合「2359」と入力 4 作業終了時分 例:9:05に作業終了の場合「0905」と入力 広域機関システムから取得した広域受付番号(7桁)を入力 (IS) 広域受付番号 広域受付番号がない場合「zzzzzzz」を入力 ⑯ 出力可能容量[kW] 1以上の数値を入力。出力可能容量が0kWの場合は「1」を入力 ② 容量停止計画登録状況 編集しない 空欄、または入力済みの値のまま) 1,2のいずれかの半角数字を入力 登録区分 1:初回登録 2:変更(2回目以降)

4. 容量停止計画の調整手続 CSVファイルアップロードによる容量停止計画の変更

- 作業調整が完了した後に、容量停止計画を変更します。
- ■「変更調整後の容量停止計画の提出」は、以下の手順に従い、変更調整後の容量停止計画の 提出を行ってください。
- 容量停止計画作成支援ツールにて変更計画を作成することも可能です。

● CSVファイルの保存

CSVのファイルは以下の名前で保存します。

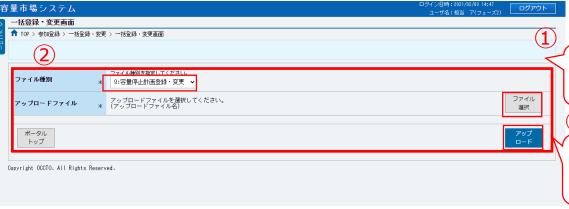
1回目更新時:容量停止計画_0123_2099_0123456789_A1_R1.CSV

事業者 対象 電源等識別番号 枝番※変更コード 実需給年度 回数

※枝番はファイルを分割する場合のみ

● CSVファイルのアップロード

容量市場システムにCSVファイルをアップロードします。



- <容量停止計画をまとめる場合の留意点>
- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力
- ・複数の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源 等識別番号をファイル名に記載
- ・容量停止計画は号機単位で作成。ただし、メインオークション 及び長期脱炭素電源オークションに関わる契約を締結し ている場合については、号機単位の容量停止計画を契約電 源ごとのアセスメント対象容量分に按分し契約電源ごとに提出。
- ・月を跨る作業計画は、月単位に分けて作成
- ・他事業者の容量停止計画をまとめることはできません
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する容量停止 計画のみ提出してください。変更しない容量停止計画 は当該の行を削除のうえ提出

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブで「一括登録・変更」を押下して、「一括登録・変更画面」へ 遷移

(2)

R2

R3

>「ファイル種別」で「9:容量停止計画登録・変更」を選択。 ファイル選択ボタンを押下、アップロードしたい容量停止計画 (年間)を選択し、アップロードボタンを押下してください。

- ※「2.容量停止計画の提出」と基本的には同様の業務となりますが、赤字箇所は変更点となりますのでご注意ください。
- ※ 容量停止計画はユニット単位で作業毎に提出する必要があります。
- ※ 容量停止計画を誤って提出した場合や、アップロード処理の成否確認方法、提出単位詳細については業務マニュアルを参照してください。

4. 容量停止計画の調整手続容量市場システムから個別の容量停止計画を変更

■ 容量市場システムの画面上から各電源の個別の容量停止計画を**変更**する場合は、以下の手順に 従い、変更後の容量停止計画の登録を行ってください。

● 変更対象の検索

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧 画面」へ進みます。対象の検索条件を入力し、「検索」ボタンをクリック。



180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理 参照

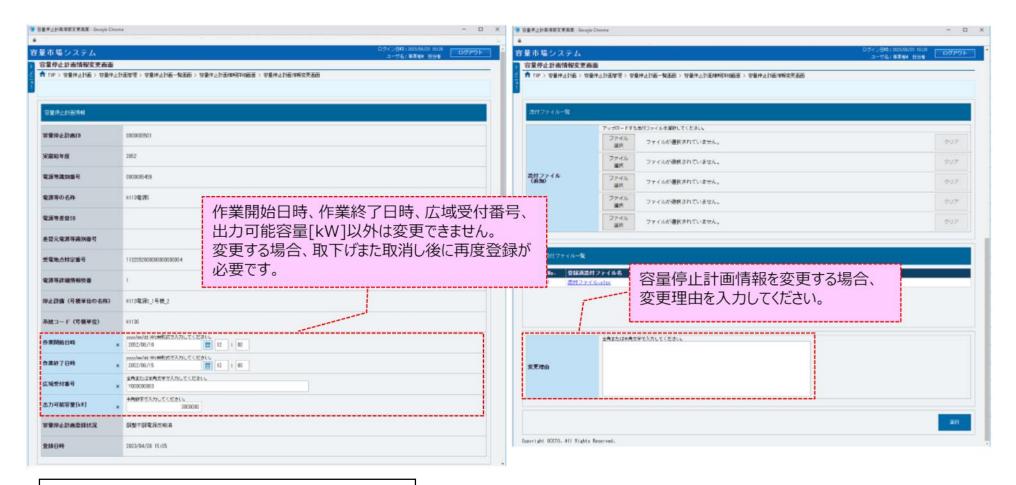
4. 容量停止計画の調整手続

容量市場システムから個別の容量停止計画を変更

● 容量停止計画情報の変更

検索結果から、対象情報の[容量停止計画ID]をクリックすると、容量停止計画情報詳細画面が表示されます。 容量停止計画情報の変更をする場合、[変更]をクリック。

容量停止計画情報変更画面が表示されますので、作業日時等、変更が必要な箇所に変更内容を入力し、[実行]をクリック。

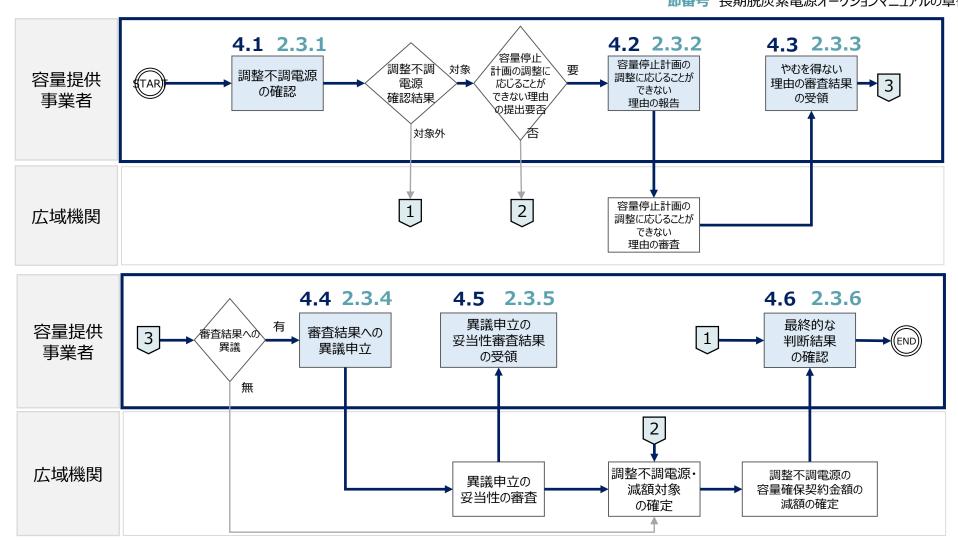


180_容量市場システムマニュアル_容量停止計画管理 参照

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続 業務全体像

■ 容量確保契約金額の減額の確定に係る業務全体像は以下の通りです。

凡例 業務の流れ **章番号** メインオークションマニュアルの章番号 **節番号** 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号



- 対象実需給年度2年度前の2025年11月から12月末に調整不調電源の登録通知が送付されます。また、対象実需給年度2年度前の2026年1月上旬以降、容量市場システムにて調整不調電源の該当有無を確認することができます。
- 調整不調電源となった電源の確認にあたっては、電源等情報詳細画面において以下の操作を行って ください。



- ※ 容量停止計画が調整不調エリア・時期に該当する場合、電源は調整不調電源となり、容量確保契約金額の減額対象となる可能性があります。
- ※ 複数の容量停止計画を提出している場合、日数及び減額率は応札単位の数値として集計されます。内訳は確認することができません。
- ※ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続調整不調電源の確認(2/2)

■ 各STEP終了時に登録される「日数」「減額率[%]」は以下のとおりです。

電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率 [%]	広域機関判定結果	
STEP1期間中	999.9999	0.0000		
STEP1終了時				
STEP2終了時	作業調整の結果に 基づく結果※1	0.2000*1	空白	
STEP3終了時		0.3000*1		
STEP4終了時				

電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率 [%]	広域機関判定結果		
STEP1期間中	999.9999	0.0000	空白		
STEP1終了時					
STEP2終了時	0.0000	0.0000	調整不調対象外		
STEP3終了時	0.0000	0.0000			
STEP4終了時					

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について、以下の留意点をご確認ください。

■ やむを得ない理由の報告

▶ 調整不調電源であることが確認された電源は必要に応じて、対象実需給年度2年度前の2026年1月最終営業日までにやむを得ない理由をメールにて報告してください。

メール送信先:容量市場受付窓口 youryou_uketsuke@occto.or.jp

「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告」に係るスケジュール(対象実需給年度2年度前、2026年1月~)

1月最終営業日まで

容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告

2月末日の 10営業日前まで

やむを得ない理由の審査 結果の受領

審査結果の受領から 5営業日以内

審査結果への異議申立

2月末日まで

異議申立の妥当性審査 結果の受領

- 調整期間終了時点で調整不調電源の対象となった場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。
- 調整に応じることができないやむを得ない理由がある場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない場合があります。
- なお、やむを得ない理由の例は以下の通りですが、具体的には提出いただいた理由※1を個別に確認いたします。
 - 一般送配電事業者との調整が必要である場合(送電線の停止のために計画停止の調整する場合など)
 - メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
 - その他、本機関が妥当であると認めた場合

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告様式

- 共通 メイン 長期 **53**
- 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由については、容量停止計画毎に以下 項目を報告願います。
 - > 参加登録申請者名
 - ▶ 事業者コード
 - > 電源等識別番号
 - ▶ 電源等の名称
 - > 枝番
 - > 停止設備(号機単位の名称)

- ➤ 容量停止計画ID
- > エリア
- > 対象月
- > 調整不調判定
- > 理由
- 証明資料(原則、第三者が作成したものを添付)

■ 報告様式

「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について_報告様式」 (https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/index.html) を使用願います。

【記載例】

		容量提供事業者記載個所											
1 1/1()	参加登録 申請者名	事業者コード	電源等 識別番号	電源等の名称	枝番	停止設備 (号機単位の名称)	容量停止計画ID	エリア	対象月	調整不調判定	理由	証明資料	
例	事業者A	9999	1234567890	△発電所	1	△発電所1号機	0000009999	中部	7	追加設備量を利用する 基準を超過(緑)	メーカーの確保により時期の調整が困難	メーカー提出文書	
1													
2													
3													

<u>共通</u> メイン 長期 **5**4

- 5. 容量確保契約金額の減額の確定手続容量停止計画の調整に応じることができない理由の証明資料
- やむを得ない理由は所定の様式に記載の上、第三者(自社内の他部署含む)が作成した各証明 資料を添付し、提出してください。
- 証明資料の例は以下のとおりです。
 - ▶ 作業調整を行った経緯及び結果が記載された文書(例:右図参照)
 - > 一般送配電事業者・広域機関が作成した文書
 - > 公的文書等
- 証明資料の例は以下のとおりです。
 - ▶ 調整経緯が把握できない文書
 - ▶ 調整できなかった理由が把握できない文書
 - ▶ 作業工程表のみ
 - > メール文書

証明資料 (例)

▲▲会社

○○メーカー株式会社△△部

作業調整の結果について

∨ご依頼内容

以下作業の期間変更について

·作業内容 : 〇〇発電所 中間点検

·作業期間 : (変更前) ●月〇日~▲月△日

: (変更案) ■月〇日~☆月▲日

V回答

ご依頼いただきました作業期間の調整について検討致しま したが、対応はできません。

以上

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定(1/2)

調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定について、以下の留意点をご確認ください。

■ 調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額確定

- ▶ やむを得ない理由の報告やその結果に対する異議申立により、容量確保契約金額の減額に変更があった場合は、広域機関より審査結果のメール、容量市場システムより変更通知のメールが送付されます。
- やむを得ない理由の報告後、対象実需給年度2年度前の2026年2月末日頃、調整不調電源の該当有無、容量確保契約金額の減額が確定します。調整不調電源の該当有無及び容量確保契約金額の減額は、容量市場システム上で確認ができます。

(やむを得ない理由の報告を行っていない場合も容量市場システム上で確認してください。)

	やむを得ない理由	減額の有無 契約変更の有無	日数	減額率[%]	広域機関判断結果
	認められた場合	無	0.0000	0.3000%	ペナルティ要素対象外
調整不調電源	認められなかった場合 /未提出	有※	* ****	0.3000%	ペナルティ要素対象
調整不調電源 以外	-	無	空欄or「o」	空欄or「0」	調整不調対象外

※減額率0%で減額が0円の場合は、ペナルティ要素対象外とする。↩

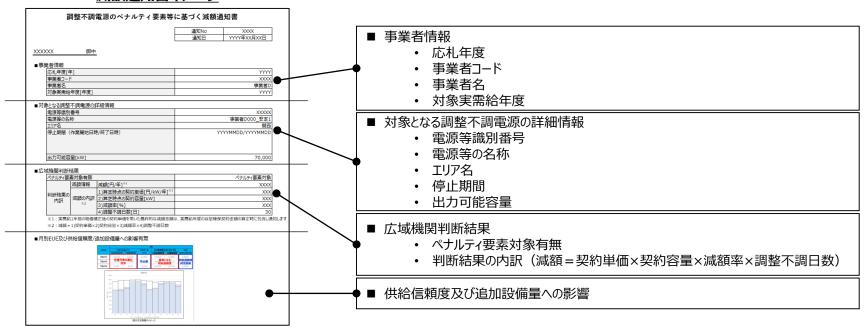
※やむを得ない理由が認められても調整不調電源となる。 ↩

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続調整不調電源の容量確保契約金額の減額確定(2/2)

■ 容量確保契約金額の減額の通知

- > 容量確保契約金額の減額が確定し、契約金額に変更が発生する場合は、容量確保契約金額の減額状況を 反映した**変更契約書の締結**が必要となります。
- ▶ ペナルティ要素対象となった事業者については、本機関より、減額される容量確保契約金額を記載した「調整不調電源のペナルティ要素等に基づく減額通知書」(下図参照)及び契約変更等の手続を記載したメールを送付しますので、内容をご確認ください。

減額通知書イメージ



- 減額後の容量確保契約金額の確認、及び関連業務の手続きの詳細については以下をご参照ください。
 - メインオークション:「容量停止計画の調整業務編」、「メインオークションへの応札·容量確保契約書の締結編」
 - 長期脱炭素電源オークション:「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 (別冊)容量 停止計画の調整業務編」、「容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編」

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続 メインオークションにおける調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方①

- 容量確保契約金額の減額は、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- 減額 = (契約単価 × 契約容量 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額) × 減額率 × 調整不調日数
 - > 契約単価
 - ✓ 容量確保契約書で締結した価格
 - > 契約容量
 - ✓ 容量確保契約書で締結した容量
 - > 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額
 - ✓ 2010年度末以前に建設された電源の容量確保契約金額に対して、一定の控除率を設定した控除額
 - > 減額率
 - ✓「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」を考慮し算定※1 (詳細は次頁以降で説明)
 - > 調整不調日数
 - ✓ 各STEP終了時点で、「追加設備量を利用する場合」と 「供給信頼度確保に影響を与える場合」に該当する日数相当※1 (詳細は次頁以降で説明)



容量停止計画

(停止対象容量)

10

H3 需要

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続 メインオークションにおける調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方②

- 減額算定の考え方について(減額率と調整不調日数)
- <u>減額 = (契約単価 × 契約容量 − 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における</u> 控除額)× 減額率⁽¹⁾ × 調整不調日数⁽²⁾
 - > (1)減額率
 - = 追加設備量を利用する場合の減額率(1-1) + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(1-2)
 - (1-1) 追加設備量を利用する場合の減額率
 - = **0.3%/日** × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) ×

(追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

(1-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

各月、各エリアに適用される減額率は、調整期間中、「供給信頼度算定結果」にてご確認頂けます。

減額率%(参考値)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.0000	0.0000	0.0000	0.2382	0.0968	0.0000	0.0000	0.0137	0.0000	0.0000	0.0153	0.0000

- ▶ (2)調整不調日数
 - = 出力可能容量に関する補正率(2-1) × 1ヶ月の日数
 - (2-1)出力可能容量に関する補正率
 - = (1 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

長期脱炭素電源オークションにおける調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方①

- 容量確保契約金額の減額は、本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。
- **減額 = 契約単価 × 契約容量 × 減額率 × 調整不調日数**
 - ▶ 契約単価※1
 - ✓ 容量確保契約書で締結した約定単価を応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正した単価(物価変動分は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する)
 - > 契約容量
 - ✓ 容量確保契約書で締結した容量
 - > 減額率
 - ✓ 「追加設備量を利用する場合」と「供給信頼度確保に影響を与える場合」を考慮し算定※2 (詳細は次頁以降で説明)
 - > 調整不調日数
 - ✓ 各STEP終了時点で、「追加設備量を利用する場合」と 「供給信頼度確保に影響を与える場合」に該当する日数相当^{※2} (詳細は次頁以降で説明)



- ※1 容量停止計画の調整業務の減額算定においては、算定時点の契約単価を用いる。物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は対象実需給年度の容量確保契約金額の算定時に包含し通知する
- ※2 ただし、容量市場システム上は、減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を表示

5. 容量確保契約金額の減額の確定手続

長期脱炭素電源オークションにおける調整不調電源の容量確保契約金額の減額の考え方②

- 減額算定の考え方について(減額率と調整不調日数)
- **減額 = 契約単価⁽¹⁾ × 契約容量 × 減額率⁽²⁾ × 調整不調日数⁽³⁾**
 - **)** (1)契約単価^{※1}
 - = 長期脱炭素電源オークションにおける応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正した単価 (物価変動分は制度適用期間の年度ごとに毎年補正する)
 - > (2)減額率
 - = 追加設備量を利用する場合の減額率(2-1) + 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率(2-2)
 - (2-1) 追加設備量を利用する場合の減額率
 - = 0.3%/日 × (追加設備量を利用する容量 ÷ 追加設備量) ×

(追加設備量を利用する容量 ÷ 停止対象容量)

容量停止計画

(停止対象容量)

追加設備量

を利用

10

H3

需要

(2-2) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

= 0.6%/日 × (供給信頼度確保に影響を与える容量 ÷ 停止対象容量)

各月、各エリアに適用される減額率は、調整期間中、「供給信頼度算定結果」にてご確認頂けます。

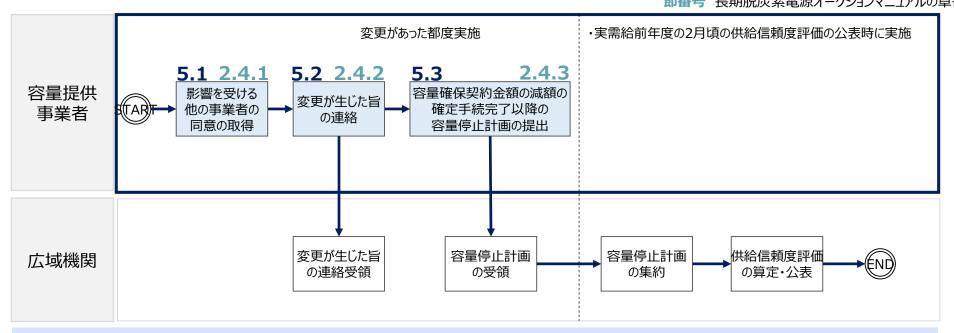
	減額率%(参考値)										
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.0000	0.0000	0.0000	0.2382	0.0968	0.0000	0.0000	0.0137	0.0000	0.0000	0.0153	0.0000

- > (3)調整不調日数
 - = 出力可能容量に関する補正率(3-1) × 1ヶ月の日数
 - (3-1)出力可能容量に関する補正率
 - = (1 出力可能容量 ÷ 応札単位のアセスメント対象容量)
- ※1 容量停止計画の調整業務の減額算定においては、算定時点の契約単価を用いる。物価補正後の契約単価を用いた最終的な減額金額は対象実需給年度の容量 確保契約金額の算定時に包含し通知する

容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務に係る業務全体像は以下の通りです。

凡例 業務の流れ

章番号 メインオークションマニュアルの章番号 節番号 長期脱炭素電源オークションマニュアルの章番号



注:容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認められません。やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更が認められます。

本業務については、対象実需給年度2年度前の2月頃に実施する容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降にやむをえない理由により、容量停止計画の追加・変更が生じた場合の手続きとなります。このため、変更が発生していない容量提供事業者については、実施いただく業務はありませんので、対応は不要となります。



- 作業変更等の必要が生じた場合は、作業工程を再検討したうえで、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意を取得してください。
- 影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者に確認を行ってください。
- また、同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施していただく必要があります。

- 容量停止計画の追加・変更の必要が発生した場合は、速やかに以下の容量市場受付窓口にメール にて報告してください。
- ■連絡先
 - ➢ 容量市場受付窓口: youryou_uketsuke@occto.or.jp
- ■連絡内容
 - > 変更が必要となる容量停止計画
 - > 変更前後の出力可能容量の増減値
 - > 変更理由を示す資料

6. 容量確保契約金額の減額の確定手続完了以降の業務容量停止計画の提出

- 本機関へメールした後、容量市場システムに追加・変更後の容量停止計画を登録※¹してください。なお、登録方法は容量停止計画の調整期間と同様となりますので、「3. 容量停止計画の提出手続」を参照してください。
- 本機関にて、実需給前年度の2月頃に容量停止計画調整期間終了後に提出のあった容量停止計画を集約して、供給信頼度評価を公表します。
- この際に、公表する供給信頼度評価にて、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、容量確保契約約款第16条※2より、対象実需給年度2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を 1.5 倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります※3。

^{※1}供給計画や作業停止計画の内容と整合させてください。

^{※2}長期脱炭素電源オークションにおいては長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款「第18条」が該当します

^{※3}供給信頼度に影響を与え経済的ペナルティの対象となる場合、本機関より対象となる事業者に個別に連絡

65

[Q-1]

▶ 送電線側の計画外作業や事故により発電所が停止した場合など、突発的に発生した事象に対しても一般送配電事業者と連絡を取ることで容量停止計画の調整をしたこととみなされるか示していただきたい。

[A-1]

➢ 容量停止計画の調整は2年前に実施する予定ですので、送電線側の計画外作業や事故による発電所の停止は想定しておりません。ただし、やむを得ない理由により容量停止計画の追加・変更が必要となる場合は、影響を受ける他の事業者の同意を得ることを基本に追加・変更が可能となります。

[Q-2]

どのような作業を容量停止計画として提出する必要があるのか。

[A-2]

▶ 定期補修及び中間補修を対象として、容量停止計画を提出していただきます。なお、作業日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な作業については、提出不要です。

[Q-3]

▶ 市場退出を行った電源が、容量停止計画を提出していた際に必要な手続きはあるか。

[A-3]

市場退出を行った電源の容量停止計画は、速やかに市場退出の内容を反映した容量停止計画に変更(部分退出の場合)もしくは取消(全量退出の場合)の手続きを行ってください。

[Q-4]

長期固定電源以外の電源についても容量停止計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調させる必要があるのか。

[A-4]

電源の作業計画は一般送配電事業者の流通設備作業に同調いただくことが合理的と考えますが、事業者にて同調の要否について検討いただくことを否定するものではありません。

[Q-5]

▶ 7月末までに提出が必要となる長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱)は容量提供事業者が同調を求める電源のみという理解で良いか。

[A-5]

▶ 当該年度において長期固定電源に出力抑制等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則としております。長期固定電源の作業停止を一般送配電事業者が把握するため、流通設備作業へ同調を希望する長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月末までに容量停止計画の提出をしてください。ただし、必ずしも流通設備作業が同調できるとは限りません。同調を求めない場合は10月末までに提出してください。

[Q-6]

▶ 「11月以降の調整期間においては、原則容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の新規追加は除きます」と記載があるが、新規追加が可能な具体的なケースを提示いただきたい。

[A-6]

▶ 11月以降の調整期間においては、10月末までに提出済みの容量停止計画の変更に伴う玉突き等による新規作業の 追加等の場合は提出が可能です。

例:作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11 月 1 日~11 月 30 日(11 月分を提出)

変更後 11 月 15 日~12 月 15 日(11 月分を変更及び 12 月分を新規提出)

[Q-7]

▶「追加設備量」とは具体的に何を指すのか。また、"供給信頼度に影響を与える場合、及び追加設備量を利用する場合"の基準はいつ頃公表されるか。

[A-7]

▶ 追加設備量とは、対象実需給年度において電源の計画停止を行うことにより減少する供給力を補うために供給予備力に加えて追加で確保する供給力です。基準につきましては、調整期間中、週2回(月・木)に公表します。

[Q-8]

流通設備作業が追加・変更となったことに伴い容量停止計画を追加・変更した場合に調整不調電源に科される減額の対象となるのか。

[A-8]

➢ 流通設備作業の追加・変更に伴う容量停止計画の追加・変更を行った場合は、ペナルティ要素対象外となり減額はゼロとなります。

[Q-9]

調整係数が適用される電源の出力可能容量の算定方法を確認したい。

[A-9]

- ▶ 変動電源(単独)の容量停止計画を提出する際は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量=当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。
- 純揚水・蓄電池については、出力可能容量の算定は調整係数が反映された応札容量では無く、期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」を用います。各月の管理容量に、作業及び作業を考慮した運転継続時間から求めた調整係数を乗じ、出力可能容量を算定ください。

[Q-10]

▶ 電源を差し替えた場合、容量停止計画はどのように対応するのか。

[A-10]

電源を差し替えた場合、差替元のリクワイアメントを満たす必要があります。容量停止計画提出後に電源を差し替えた場合は、差替元の容量停止計画を遵守する必要があります。遵守できない場合は、容量停止計画の追加・変更を行っていただく必要があります。なお、容量停止計画の調整期間終了後に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、容量確保契約約款第16条より、対象実需給2年度前の2月末頃の判断結果で算定される額を 1.5 倍したものを容量確保契約金額から減額する場合があります。

[Q-11]

> 2027/12/1~2028/4/30までの作業を予定しているが、容量停止計画はどのように提出すればよいか。

[A-11]

対象実需給年度以外の期間の容量停止計画は今回提出いただく必要はありません。対象実需給年度2028年度の容量停止計画は、来年度に提出してください。ご質問いただいた事例では、2027/12/1~2028/3/31までを今回提出し、2028/4/1以降は来年度の提出となります。

8.参考問合わせ先

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。
- https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html

